



認定NPO法人

## 日本システム監査人協会報

2016年6月号

No. 183

— No.183 (2016年6月号) &lt;5月25日発行&gt; —

今月号のテーマは

「システム監査の多様性」です。

皆さん新たなリスクへの対処、

どのように対応されていますか？

写真提供  
仲 会長

## 巻頭言

## 『身近なAIへの期待』

会員番号 1760 斎藤由紀子 (副会長・事務局長)

1960年代に出現した OMR (光学式マークリーダー) のシート設計では、枠サイズや行間隔の制限に加え、読み取り補正のためのタイミングマークによって精度 99.99%を実現していました。また手書き英数カナの OCR 領域では機械好みの文字を記載する必要がありました。1980年代に入り、AIへの関心の高まりの中で、OMR・OCRの販社に属していた私にとって、パターン認識と分岐、学習という処理はAI体験の始まりのひとつでした。30数年を経て先日、膨大な書類を電子化する必要があり、スキャンした文書をテキスト認識させたところ、斜めに読み込まれたイメージを自動的に水平に直し、罫線や図形と文字を分離し、印刷文字限定とはいえ多様なサイズの漢字も含めた変換の精度の高さにあらためて驚嘆しました。

AIのディープラーニングはビッグデータを基礎として成立し、またコンピュータが囲碁対戦に勝利したと聞くと、ロジックとしては理解できても、身近に感じるには距離がありました。しかしこのOCRの進歩体験で、AIへの期待がいきなり膨らんでしまったのを我ながら面白く感じています。

巷ですでに、ヒトの能力の衰えをカバーし、気の利いたサポートをしてくれる「自動運転車」が商用化され、さらに「目的地まで到着する自動運転車」の実現も間近といわれます。拡大し続ける技術進歩にはいささか警戒しつつも、生活者として、より身近で安全なAI活用を期待しています。

各行から Ctrl キー+クリックで  
該当記事にジャンプできます。

## <目次>

○ 巻頭言 .....	1
【 身近な A I への期待 】	
1. めだか .....	3
【 システム監査の多様性 】	
【 ネットがもたらす犯罪の未来—監査高度化はその備えとして十分か 】	
2. 投稿 .....	5
【 システム監査の活性化 】	
【 傀儡師 】	
3. 本部報告 .....	7
【 第 212 回月例研究会講演録「企業 IT 動向調査 2016(15 年度調査)データで探る1-ザ-企業の IT 動向」】	
【 「新個人情報保護法」が P M S に及ぼす影響 ～ P M S ハンドブック読者！必読！～ 第 2 回】	
4. 支部報告 .....	15
【 近畿支部報告「近畿支部 第 1 5 8 回定例研究会」 】	
5. 注目情報 .....	17
【 「企業の CISO や CSIRT に関する実態調査 2016」報告書を公開 】     ( I P A )	
【 平成 2 7 年度「システム監査企業台帳」申告公開 】     ( 経済産業省 )	
6. セミナー開催案内 .....	18
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
【 外部主催イベント・セミナーのご案内 】	
7. 協会からのお知らせ .....	19
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 S A A J 協会行事一覧 】	
8. 会報編集部からのお知らせ .....	21

注目

## めだか 【 システム監査の多様性 】

システム監査の多様性への議論は、助言型か保証型かというシステム監査の種類の多様性、もしくは対象とするシステムの変化に応じた多様性に分かれると思う。システム監査は、組織体の経営方針の実現に貢献するため、情報システムの「安全性」「有効性」「効率性」及び報告情報の「信頼性」、並びに「法令順守」の維持・改善を図るものであるが、もともと、情報システムと同様、米国からきている。

5月のはじめに大阪で催事があって、その前日に京都の北山駅前にある「京都府立 陶板名画の庭」を訪問した。安藤忠雄氏設計の施設入口からスロープを降りていくと、四囲の壁面全体が滝になっており、流水に包まれた静寂な空間が構築されている。「鳥獣人物戯画」、「清明上河図」をはじめ、システイナ礼拝堂のミケランジェロ作「最後の審判」やミラノのダビンチ作「最後の晚餐」などの世界の名画が、大型画像陶板の技術により再現され、静寂のなかでゆっくりと鑑賞できた。欧米やイスラムの世界は、一神教であって、世界の終末は「最後の審判」で終わるといわれている。「最後の審判」では、死者がよみがえり、神に裁かれて、天国へ昇るか地獄へ落ちるという教えが、高さ 14.3 メートル、幅 13.09 メートルの大壁画としてえがかれていて、たいそう迫力がある。中央に神と聖母がえがかれ、神の右側に旧約聖書の預言者たち、左側にキリスト教の聖者たち、上方に天国、下方に地獄がえがかれている。

人は不完全であるが理性をもつという考えが根底にあると思うが、人が、やみくもに試行錯誤して大間違いをおかすことがないように、別人による客観的な監査 (Audit) が求められてきたと思う。システム監査の基準では、米国の COBIT は、バージョンアップを重ねているが、日本のシステム監査基準・システム管理基準は、必要に応じて追補版をつくるという方法が採られている。日米の文化的な相違であると考えると面白いが、日本には海外からくるものごとをつくりかえて採りいれてきたという歴史がある。

不思議なことに日本でも監査人といえる「軍監」「目付」「監査役」などの役職が行われてきた。いずれも、「将軍」「奉行」「取締役」の行動を現地で見て、現場の執行者が暴走することのないよう事業主に報告すること、あるいは上申書に連署することが役割になっている。組織体には、春夏秋冬、栄枯盛衰があって、執行と監査の両輪が組織体を継続させるために必要と考えられてきた。システムでいえば、様々な変化に合わせてシステム監査が多様化するのとは必然であると思う。



(空心菜)

参考資料：「堺屋太一が見た 戦後七〇年 七色の日本」堺屋太一著 朝日新聞出版

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、S A A J の見解ではありません。)

<目次>

**めだか 【 ネットがもたらす犯罪の未来—監査高度化はその備えとして十分か 】**

モノのインターネット化 (IoT) の進展で、様々なツールがネットで相互に繋がるようになり、そのもとで膨大なデータ処理やネットワークを通じた発信ができるようになったら…スマホやタブレットといった携帯端末、さらにウェアラブルコンピューティングは既に本格普及の段階を迎えつつあります。そこには様々なアプリが使われ、便利な機能の陰で、裏から他者から操作性される危険に知らず知らずに晒されています。ソーシャルネットワーキングの利用は、個人のプライバシーを相互に開示する結果を招き、他の情報と突合すれば、本人の様々な個人情報を収集することができます。

またビッグデータの収集、ワトソン (IBM 社) や AI によるディープラーニングにより、人間の意図をはるかに超えた様々な知見が得られるようになり、ロボットによる機能支援や自動車などの自動運転もはや夢物語ではなくなってきています。

こうした「なんでも分ってしまう世界」「便利な世界」「自動化社会」は携帯性、情報入手性の面で利便性を高め、従来では考えられないような「超人的な頭脳」「超人的機能」の誕生を促しそうですが、他方で、知らないうちにサービス利用者がネットを通じてプライバシーを把握されたり、操作されたり、意図せざる誤動作が発生したり、場合によっては生命を危険に晒しかねません。

こうした「ハッキング」によるのぞき見、遠隔操作、誤認、誤作動といった人間の感覚、セキュリティ意識の欠如を悪用されるとどんな事態が待っているか、を描きだした好著がマーク・グッドマン著「フューチャー・クライム——サイバー犯罪からの完全防衛マニュアル」青土社 2016年2月刊行、です。

この本では、悪意と邪悪性 (例えばグーグルの社是にもかかわらず) さえあれば、他人を操り、のぞき見し、犯罪に巻き込み、場合によっては犯罪加害者になりうる事が様々な事例紹介により明らかにされています。つまり、どんな対策を講じたとしても、ネットでつながっている世界では、犯罪の意図さえあれば、他人に害悪を与えることができ、テロ組織や犯罪集団は手ぐすねを引いて獲物を狙っていますし、あなたの隣人知人が出来心から犯罪に手を染める危険性が増している、と示唆しているわけです。この本を読み、スマホやタブレットはやめて、不便を我慢し「ガラケーで行こう」と思うのは筆者だけではないと思います。

「スノーデン・ショック」は政府機関によるセキュリティ侵害の危険性を露わにしましたが (「監視社会」などで知られるデイヴィッド・ライアンによる同名著、ほかを参照)、IoT の普及による高度情報通信社会の加速に伴い、こうした「新しい裏社会」の危険性も幾何級数的に高まっています。

情報セキュリティ管理や監査の重要性や、高度化による対応強化の必要性は論を待つまでもないですが、利便性の陰にある「意図した犯罪の種」にどこまで備えられるのか、その限界も自覚しながら取り組んでいく必要性を、この本は強く示唆している気がします。 (拡張子)

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、S A A J の見解ではありません。)

<目次>

投稿 【 システム監査の活性化 】
-------------------

会員番号 0557 仲厚吉 (会長)

当協会では、システム監査の活性化を目的として横断的に活動するシステム監査活性化委員会を設けています。同委員会では、協会の3年後の姿を目指して、「協会のビジョン」を策定しました。現在、下記の「協会のビジョン」のもと、各部会・研究会が活動を始めています。

●社会の多様な要請に対応し、信頼性・安全性が高くかつ有効なIT活用を実現することを目標として、ITサービスの提供者と利用者双方における適切な統制を維持・向上させる活動を、既存のシステム監査を核にした“ITアセスメント”としてとらえる。

そのうえで、SAAJの活動を“ITアセスメント”の定着に焦点を当てて取り組む。

●これにより、会員を含むシステム監査人のビジネス機会の増大を図り、SAAJの知名度向上、会員の拡大に繋げる。

インターネットの普及とITの進歩がもたらす多様なシステムは、便利であるとともに社会基盤として事件や事故へどのように対応するかが問われています。また、ビジョンの実現に当たって、ITアセスメントの活動を明確にしていくことが大切です。例えば、システムの構築は、建築と対比できると思います。どちらも人の活動環境を形成しています。東京上野の国立西洋美術館本館は、20世紀を代表する建築家のひとりであるル・コルビュジエの設計です。彼の建築の特徴は、モジュロール(黄金比と身体のサイズを利用して作った定規)、ピロティ(柱)の利用による骨組みと壁の分離による自由な平面、自由な立面、及び屋上庭園にあります。また、展示室の中心からスロープで渦巻き型に展示室が展開される動線が特徴になっています。以下に、ル・コルビュジエの設計をシステム監査と対比してみました。

モジュロール(定規)	システム監査基準・システム管理基準を定規とする
ピロティ(柱)	リスクとコントロールのアプローチを監査の柱とする
渦巻き型の動線	システム監査を核にしたITアセスメントを展開する

ITアセスメントは、IT社会の健全な発展に、システム構築、情報セキュリティ、個人情報保護、プライバシー・バイ・デザイン、内部統制、事業継続、及び今後のITの利活用に展開されていきます。最近、独立行政法人や地方公共団体などより、システム監査に関する問合せや、システム構築で評価委員会を設置する際にSAAJ公認システム監査人を委嘱するよう推薦を求められるなど、ITアセスメントの展開を予兆させる事例が増えています。積極的に活動していきますので会員の皆様のご協力をお願い致します。

以上

<目次>



**エッセイ【 傀儡師 】**

会員番号 0707 神尾博

古代から江戸時代にかけて、木製の操り人形芝居を生業とする、傀儡師（かいらいし、くぐつし）と呼ばれる集団がいた。当初は、曲芸や奇術等を含めた芸能で生計を立てる漂泊の民だったが、後に人形遣いに特化した大道芸人を指すようになった。首から吊るした木箱を舞台にして、紐や指で巧みに人形を操ったという。

さながら現代の傀儡師は、ロボットエンジニアだろう。そのプログラミングへの敷居も低くなりつつある。たとえば「Nao」「Pepper」といった家庭用ロボットでは「子供でもプログラムが可能」という触れ込みの「Choregraphe (コレグラフ)」というSDK (Software Development Kit) が用意されている。Choregraphe は仏語の「振付師」から来ており、視覚/触覚や発声/運動といった機能を示す「ボックス」という部品の入出力ポートを、線で見ないでいくスタイルのビジュアルプログラミング言語だ。

このセンサやアクチュエータを用いたI/O制御の概念は、以前に目にしたことがある計測用ソフトウェアや、PLC (Programmable Logic Controller) という、FA (Factory Automation) 分野等で使用される制御装置での、開発に携わったこともあるラダーロジックと同様であるのには、回顧の念を催させた。

しかし、こうしたロボットのコモデティ化が進めば、必然的に脅威も後を追ってくる。2015年に公開された映画「スターウォーズ/フォースの覚醒」で愛くるしい演技を披露してくれたキーパーソン、いやキードロイドの「BB-8」。それを模した玩具では、コントロールが乗っ取られる可能性があるという脆弱性が、早くも報告されている。銀幕の中だけでなく、現実世界でも邪悪なフォースには要注意だ。

さて、女性の傀儡師は「傀儡女 (くぐつめ)」と呼ばれ、春をひさいでもいたという。一方、2010年には米国で人工知能内蔵のSEXロボット「Roxxy」が、ラスベガスの展示会で披露された。髪の色や人種、性格も選択できるそうだが、研究者の間でも「技術進歩に伴う新しい倫理観もありうる」「人間をモノとして扱うことに繋がる」といった賛否両論があり、物議を醸している。

19世紀初頭の英国では、産業革命で職を失った労働者によって「ラッドライト」と呼ばれる機械打ち壊し運動が起きた。世界には、ここ10年ほど売春がGDP比5%前後で推移しているという国家も存在する。そうした地域では、商売がたきのロボットへの非難がムーブメントになるかも知れない。

(このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJの公式見解ではありません。画像は Wiki より著作権保護期間満了後のものを引用しています。)



&lt;目次&gt;

**第 212 回月例研究会：講演録****【企業 IT 動向調査 2016（15 年度調査）～データで探るユーザー企業の IT 動向～】**

会員番号 1697 大西 智

【講師】 一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会（略称：JUAS） 常務理事 浜田達夫 氏

【日時・場所】 2016年4月25日（月） 18:30 - 20:30、機械振興会館 地下2階ホール（神谷町）

【テーマ】 「企業IT動向調査2016（15年度調査）～データで探るユーザー企業のIT動向～」

**【要旨】**

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会（略称：JUAS）は、経済産業省 商務情報政策局の監修を受け、2015年度（第22回目）も ITユーザー企業の投資動向やIT戦略動向などを定点観測する「企業IT動向調査2016」を実施した（調査期間：2015年10月～11月）。

約1,100社のITユーザー企業の回答から、定点観測と重点テーマ（今年度：「攻めと守り」の両立への期待と課題）を通して、IT投資やIT戦略方針など、世の中の最新動向を俯瞰していく。

JUASのホームページ（「企業IT動向調査2016」調査結果トピックスのプレスリリース（2016年4月22日））

<http://www.juas.or.jp/servey/it16/index.html> 内、関連図表(PDF:983KB) 参照。

なお、2016年5月18日に報告書として「企業IT動向調査報告書2016（2015年度調査）」（発行：日経BP社、価格：¥14,200+税）が発刊される。調査結果の詳細の内容は、こちらの報告書をお読み頂きたい。

**講演録：**

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会（以下、JUASという）は、「企業IT動向調査2016」を実施し、その結果を4月21日にJUAS会員向けに報告。当日は、この会員向け報告で使用したスライドにより、この調査の概要と新たに得られた知見を紹介頂いた。（なお、今回の講演はビデオの撮影はしておらず、配布された資料は紙のレジюмеのみである。この講演録には、レジюме以外のスライド内容は、含まない。）

**I. 「企業IT動向調査2016」調査の方法&重点テーマ****1.調査の方法**

ITユーザー企業（東証一部上場企業とそれに準じる企業の4000社）のIT部門を対象に、アンケート調査とインタビュー調査を行い、企業におけるIT投資、IT利用の現状と経年変化を明らかにするとともに、年度ごとに重点テーマを設定し分析を行っている。

**2.重点テーマ：「攻めと守り」の両立への期待と課題**

企業を取り巻く環境が激変する中、ITなくして企業経営が成り立たないことは論を待ちません。ITがビジネスの基盤としての役割を拡大させるに伴って、IT部門への期待が高まっています。

しかし、一方で、企業のIT部門不要論も出ています。パブリッククラウドなどの活用により手軽にユーザー部門が直接システム構築・利用が可能になったことが背景にあるのかもしれませんが。果たしてそれでよいのでしょうか。IT技術が進化しても、ビジネスのデジタル戦略が進んでいくにしても、IT部門が持っている本来の使命は決して揺るぐものではなく、逆に、その役割は増大するばかりかと考えます。

従来からのシステム安定稼働はもちろんのこと、巧妙化するセキュリティ脅威への対策などの事業継続に必要な「守り」を固める一方で、IT技術とその適用条件を理解し、企業グループ全体の業務やデータの流れを掌握している部門として、地に足の着いた業務改革・ビジネスモデル変革を提案する「攻め」の姿勢も同時に持ちあわせていく。

こうした「攻めと守り」の両極への要求に応えるためには、手段を用意し、実績を積み重ねることでユーザー部門や経営陣からの信頼を勝ち取っていく必要があります。そのために、IT部門は、今、何をなすべきか。その解を探ります。

## II. 回答企業のプロフィール

- ・業種の特徴を把握するため「7つの業種グループ」にまとめて分析。  
(建築・土木、素材製造、機械器具製造、商社・流通、金融、社会インフラ、サービス)
- ・<従業員数> 大企業(1000人以上)が約35%、中堅企業(300~1000人未満)が約40%、中小企業(300人未満)が約25%の割合。(従来は、各1/3と、ほぼ同じ割合。)
- ・<売上高> 売上高1兆円以上の超大企業(4.8%)を分析すると今後の動向が見える。「サービス」は売上高100億円未満が約4割、規模の小さな企業が多い。
- ・<業種グループと主たる商品・サービスの取引形態> 非製造業では企業向け、一般消費者向け双方にビジネスを展開している企業の割合が高い。
- ・<主たるビジネスモデルとITの位置づけ> 特に金融において「ITなしではビジネスモデルが成り立たない」と回答した割合が顕著。企業規模に比例してITが重要となる。

## III. 定点観測

### 1. ITトレンド

- ・新規テクノロジーやフレームワークの導入状況を調査。  
クラウド、モバイルアプリケーション、MDM(Mobile Device Management)、ビッグデータ、経営ダッシュボード、BYODなどが検討中までを合わせて高い比率となった。

### 2. ビッグデータ

- ・ここ3年間の経年変化を見ると、検討中企業は着実に増加、ビッグデータへの関心は高い。  
また、売上高規模に比例して活用状況は増加。大手企業を中心に活用が進むと思われる。
- ・ビッグデータ活用推進の課題は活用フェーズによって変化する。  
「活用済み」の企業では「人材(データサイエンティスト)の育成」が37.8%で最も高い。

### 3. IT予算

#### (1) <IT予算の現状と今後の見通し>

- ・16年度予測のDI(増加から減少を差し引いた値)値は25.6となり、過去11年で最大の予測となる。  
IT予算の実績に近似している計画値のDI値推移も09年度計画の▲13.5を底に漸増傾向が続く。
- ・IT投資意欲は旺盛。16年度予測DI値は1000億~1兆円の企業が最も高く37.1。1兆円以上の企業は15年度計画のDI値が44.4で大きく改善。16年度予測も不変が約4割と大幅な予算減少の割合は減少傾向。

#### (2) <売上高に対するIT予算比率>



- ・単純平均で、14年度が1.11%、15年度が1.21%で微増傾向。IT装置産業といわれる金融が突出しており、ITへの積極投資が進んでいる。

#### 4. IT人材

- ・〈IT部門の要員数〉IT部門のDI値は11年度～12年度調査までマイナスが続いたが、13年度からプラスに転じ、当年度の調査でも3.7と3年連続のプラス（増加傾向）となった。
- ・今後の方向性は人材タイプごとに異なる。最も多かったのは情報セキュリティ担当。業務改革推進、IT戦略、システム企画担当を増加させ、開発、運用は減少を志向。IT部門をより上流へシフトさせようとする意向。

#### 5. グローバルIT戦略

- ・すべてにおいて日本発のグローバル統一を目指すよりも、ある領域は地域統括会社に主導権を渡しながらかITガバナンスの構築を進めようとする企業が相対的に多い（本調査ではハイブリット型と呼ぶ）。
- ・「グローバル、地域ごとの併用」（ハイブリット型）を基本方針とする企業では、現状、「情報セキュリティ」「IT戦略（戦略策定・展開）」から優先的にITガバナンスの構築に着手している。

#### 6. システム開発

〈システム開発における工期・予算・品質の状況〉

- ・04年度以降、工期・予算・品質とも改善トレンドにあり、長期的に見ると緩やかな改善傾向が見られた。
- ・工期と予算を比べると、予算超過プロジェクトよりも工期を延期した割合の方が多い。予算が絶対的な制約となっている、開発ベンダーとの契約により遅延しても支払額が変わらない、などが理由として想定される。
- ・システム開発の予算や工期、品質の管理は一朝一夕でできるものではないが、引き続き、改善に向けた取り組みが必要である。

#### 7. クライアント環境

〈クライアントOSの状況〉

- ・Windows XPの2014年4月9日サポート終了を受けて、Windows 7の導入がさらに進み、導入割合は約9割となった。
- ・次期OSはWindows 10が主流となるか。今後の予定はWindows 8は34.8%に対し、Windows 10は77.0%と割合が逆転。Windows 7の次期OSのターゲットはWindows 8ではなくWindows 10であると予想される。

### IV.重点テーマ

#### 8. IT投資マネジメント

〈IT部門がIT投資で解決したい中期的な経営課題〉

- ・「業務プロセスの効率化（省力化、業務コスト削減）」と「迅速な業績把握、情報把握（リアルタイム経営）」が二本柱。
- ・IT投資で解決したい中期的な経営課題を、「攻め（顧客価値の遡及や拡販、新規事業等の展開）」と「守り（効率化やリスク低減）」とに分類すると、回答企業全体を見る限りは、まだまだ守りのIT投資の比率が高い。
- ・規模の小さい企業は「守り」を中心とし、規模が大きくなるほど「攻め」のIT投資に注力していく傾向が明

確。規模によらず「守り」として継続すべき課題は「業務プロセスの効率化」と「IT開発・運用コストの削減」。

- ・「経営課題に応じてIT投資を振り向けることができている」とする企業の割合は少しずつ増加。IT投資の重点化は今後の潮流になると考えられる。IT投資の重点化は、やはり経営戦略との関わりがポイント。

## 9. レガシーシステム

- ・一般的な言葉の定義では、レガシーシステムは「技術面の老朽化」をいう場合が多いが、本報告書では、「システムの肥大化・複雑化」、「ブラックボックス化」も含めて調査を行った。
- ・現時点で「肥大化・複雑化」したシステムを基幹系システムの約半分以上抱えていると答えた企業が約1/3。今後（3年後）の保有状況もほとんど比率は変わらない。
- ・現状で課題システムの保有状況が、「保有しているシステムの多く（目安：8割以上）」および「約半分」の企業では、8～9割の企業が深刻度「中」以上。何らかの対応の必要性が認識されている。
- ・「最も大きいシステム」で「21年以上前」に構築したシステムが約2割、「10年～20年以前」に構築したシステムが約4割。今後の利用期間でもさらに長期の利用を想定している企業も約1割存在する。
- ・「21年以上前」に構築されたシステムは「自社要員で開発」が約4割。「自社要員と外部ベンダーで構築」された比率も41.5%。「ほぼ外部ベンダーで構築」を含めると、95.5%である。

※ここで大きな問題としてクローズアップされるのは、「21年以上前」に「スクラッチ」で開発した基幹システムの維持にかかわるIT要員の世代交代の問題であろう。おそらく大規模な基幹システムの構築は、当時の30～40代の中堅層が中心となって推進していただろう。これら世代のIT要員は、20年後には50代以上となるため、会社をリタイヤしていく年齢となる。うまく次の世代にスキル移転ができているとよいが、システムが複雑化・肥大化、もしくはブラックボックス化している場合、システム維持が深刻な問題となる。

## 10.IT推進組織

- ・IT部門に期待される役割（IT部門、経営層、事業部門）をIT部門からの回答から読み解くと、IT部門と経営層の思いは一致しているが、事業部門の期待とはギャップがあるようだ。

## 11.IT基盤

<IT基盤における企業の課題と取り組み>

- ・現在は既存のラン・ザ・ビジネスのコスト、業務負担の軽減に加え、セキュリティ対策・管理が筆頭課題。今後は、ビジネスの成長を意識した課題へのシフトが高まる。
- ・全般的な取り組みでは、IT基盤の整備に向けた取り組みが進む。老朽化したデータセンターの整備や、システムの更改/バージョンアップを契機としたシステム刷新などが進んでいる状況と考えられる。
- ・クラウド活用は、企業規模別で大きなギャップがみられる。プライベート、パブリッククラウド（IaaS/PaaS）の実施率をけん引しているのは大企業。IT基盤の新しい選択肢の活用は、依然として大企業の一部。

## 12. 情報セキュリティ

- ・経営幹部が積極的にセキュリティ対策に関わっている割合は、企業規模（売上高）が大きくなるほど高くなる。中小・中堅企業における経営幹部の情報セキュリティに対する意識向上が急務と言える。
- ・<情報セキュリティ事故の発生と対策>

一般的に約8割の企業で事故が「発生していない」と回答している。ただし被害が顕在化しにくく、気付かないケースも考えられるため、手放しでは喜べない。

- ・「同業他社並みの対策はできているが多少不安」の割合は6～7割。情報・データの外部への流出は、最も発生しやすく企業インパクトも大きいことから、危機感が強く、今後の対策強化が予定されている。
- ・「対策立案者」「インシデント対応者（問題切り分け、対策）」は、約8割の企業が「不足している」と回答。「経営層との橋渡し役」は、他の役割よりも若干改善しているが、それでも約6割が「不足している」。

## V. 質疑応答、及び受講した感想

講演後の**質疑応答**は、以下の通りであった。

Q1:ご議論のあった、レガシー問題脱却のため、中長期的な視点でシステムの在り方の検討が必要との件について、もう少しご説明を頂ければ、有り難い。

A1:議論では、コストの見える化は、評価されているが、ビジネスのスピード感に達していない。この中に、レガシー問題もある。基幹システムの健康診断（=システム監査）が行なわれている上で、どのように評価されているかの、評価尺度が重要になってくる。評価を行なっている企業は新システムへの移行等を行っているが、行なっていない企業は先送りするという、二極化が生じている。中期的なロードマップで進めないと、混乱が生じる。

Q2:人材育成の課題についてお聞きしたい。

A2:人材は事業部門と会話ができる者が求められている。即ち、ビジネスニーズを吸収できる人材が求められる。社内にシニア等のノウハウがある内に、ノウハウを継承する必要がある。しかし、日本では、ゼネラリストを求められるので、なかなか難しい。

Q3:報告の活用方法についてJUASさん自身として何か具体的提案を考えられているか、お聞かせ頂きたい。

A3: JUASとして、プレスリリース、各種媒体を使った、報告の開示には努めている。具体的提案という形にはない。

**感想**としては、調査の重点テーマが、昨年度の「転換期に求められるIT部門の役割とは」から、今年度は「攻めと守り」の両立への期待と課題」に変わり、新たに、レガシーシステムが加わったことが、興味深かった。レガシーシステムからの脱却には、①パッケージソフトへの移行と、②新システムへの移行があるが、いずれの移行の場合にも、基幹システムの健康診断である「システム監査」の重要性を感じる。またレガシーシステムでは、現在6割の企業はシニア中心型（40歳以上の層が多い）で人材高齢化の問題があり、システム再構築できる人材確保と育成が最重要課題であることが理解できた。

以上

<目次>

**「新個人情報保護法」がPMSに及ぼす影響～PMSハンドブック読者！必読！～ 第2回**

会員番号 1792 柴田幸一（個人情報保護監査研究会）

2015年9月9日に「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。関連する法令や規則の制定などが現在策定中で、全面施行までに2年間の猶予があります。前回に引き続き、今月号では、「第二章 国及び地方公共団体の責務等」から解説します。

この連載の目次と前回までの内容は、以下のサイトで閲覧できます。

目次 = <http://1.33.170.249/saajpmsHoritsu/000PIPHoritsu.html>

**第二章 国及び地方公共団体の責務等****第6条（法制上の措置等）**

政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他必要な措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずる。

※第6条は、2016年1月1日から施行されています。

※国際機関とはOECD（経済協力開発機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）、EU（欧州連合）など、多数の国家が共通の目的を共同で実現するための団体をいいます。

※国境を越えるデータ流通の飛躍的な増加は個人情報の保護措置を一国のレベルのみでは完全には解決し得ないため、国家間の協調的行動の必要性が高まっています。個人情報に関する協定等への対応や、国際機関や外国政府への働きかけなどを通じて、「制度の国際的調和」、「国際的に見て遜色ない」わが国の法制度とするため、改正が行われました。

※2016年2月19日に改正された「個人情報の保護に関する基本方針」では、次のように定められています。

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向  
（中略）

(3) 国際的な協調  
（中略）

OECDプライバシーガイドラインにおいては、8原則の各国国内での実施に当たっての詳細は各国に委ねられているが、個人情報取扱事業者の義務に関する法第4章の規定は、我が国の実情に照らして8原則を具体化したものであり、今後、法及び基本方針に基づく取組により、その実効性が確保されることが重要である。

※ 8原則：「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン（Guidelines governing the Protection of Privacy and Trans border Flows of Personal Data）」における、

- ①収集制限の原則(Collection Limitation Principle)、
- ②データ内容の原則(Data Quality Principle)、
- ③目的明確化の原則(Purpose Specification Principle)、
- ④利用制限の原則(Use Limitation Principle)、
- ⑤安全保護の原則(Security Safeguards Principle)、
- ⑥公開の原則(Openness Principle)、
- ⑦個人参加の原則(Individual Participation Principle)、
- ⑧責任の原則(Accountability Principle)

を指す。

=====

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項  
中略

(5) 個人情報の保護に関する国際的な取組への対応

OECDでは、プライバシー法執行の越境協力の枠組みが構築され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の枠組みが構築されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度との整合性に留意しつつ、10(3)に基づく国際的な協調の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」（平成19年6月12日採択）に基づき、個人情報保護委員会は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

### 第三章 個人情報の保護に関する施策等

#### 第一節 個人情報の保護に関する基本方針

##### 第7条

政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。



- ※ 第7条1項、3項は、2016年1月1日から施行されています。
- ※ 第7条2項は、未施行です。
- ※ 第7条2項六に記述されている、**認定個人情報保護団体**については、第50条第1項（旧第40条）を含め、第47条～第58条（旧第37条～第48条）に規定される予定です。
- ※ 個人情報保護委員会が作成した基本方針は、2016年2月19日に公表されました。

個人情報の保護に関する基本方針

2004/4/2制定 : 国民生活審議会  
2009/9/1改定 : 消費者委員会  
2016/2/19改定 : 個人情報保護委員会

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(1) 法制定・改正の背景  
(前段落)

法の制定以後、個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、**活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する**ために、個人情報の範囲を明確にするとともに、個人情報を加工することにより安全な形で利活用できるようにする匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、これら個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するなど、個人情報等に係る制度について所要の改正を行う必要が出てきた。このような状況の下、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が平成27年9月に成立し、公布され、個人情報保護委員会の設置など同法の一部が平成28年1月1日に施行された。なお、同法の全面施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）に向けた基本方針の見直しは、別途行うものとする。

※ 個人情報の保護に関する基本方針 においても、“**活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する**” ことが協調されています。

※ 詳しくは、公表文書をご確認ください。

[http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280219\\_personal\\_basicpolicy.pdf](http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280219_personal_basicpolicy.pdf)

.....

次回は、「第四章 個人情報取扱事業者の義務等」から解説します。

バックナンバー目次 = <http://1.33.170.249/saajpmsHoritsu/000PIPHoritsu.html>

「PMSハンドブック」読者専用ダウンロードサイトでは、新個人情報保護法、番号利用法の改正を反映した規程・様式集を公開しています。 !!

SAAJ「PMSハンドブック」ご紹介サイト : <http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html>

認定NPO法人 日本システム監査人協会 個人情報保護監査研究会 ■

<目次>

**支部報告 【 近畿支部 第158回定例研究会 】**

会員番号 0645 是松 徹

1. テーマ 「会計・税制改正を巡るシステム監査のあり方」
2. 講師 ジョイント・ホールディングス(株) IFRSグループ・ディレクター  
公認システム監査人、公共政策・IFRS コンサルタント  
田淵 隆明様  
【特別ゲスト】  
駒沢大学・和光大学・愛知県立大学非常勤講師  
(立命館大学でも毎年リレー講義担当)・東京大学法学博士  
石川 公彌子(くみこ)様
3. 開催日時 2016年3月19日(金) 18:30~20:30
4. 開催場所 大阪大学中之島センター 3階 講義室301
5. 講演概要

講師は近畿支部会員であり、支部において「システム監査法制化推進プロジェクト」の主査を務めておられます。今回は、会計・税制改正を巡るシステム監査の在り方について幅広い視点からお話しいただきました。加えて、特別ゲストの石川様からは「システム監査と生活保守主義」と題して具体的事例を踏まえた内容を関連してお話しいただきました。講師による講演の概要は以下の通りです。

「近年、大規模な会計基準の改正が続いている。このことについて、日本公認会計士協会のIT委員会は様々な監査基準を発表し、IT全般統制だけでなく、IT業務処理統制の領域にも踏み込んだ基準を策定している。このことは、システム監査の観点からも非常に有益であるので、この点についてご紹介する。

また、様々な紆余曲折を経て、2017年4月より、消費税に軽減税率が導入されることとなった。この軽減税率導入に伴うシステム監査上の留意点を取り上げる。合わせて、この複数税率導入に伴う、政府のIT支援の詳細についても取り上げる。

最後に、昨年ご紹介した、首都圏の某基礎自治体の「基幹システムの停止問題」について新たに判明したことを取り上げ、システム監査人としてのあるべき姿について論じることとする。

なお、今回は特別ゲストとして、三児の母でもある石川公彌子(くみこ)さんをお招きして、主婦・母の立場から、様々なご意見を頂戴することにしたい。」

講演の目次は以下の通りです。

- #0：(はじめに) 我が国の製造業が苦境に陥った原因
- #1：日本の会計基準(JGAAP)と制度改正のタイムテーブル
- #2：制度改正の個別論点
- #3：公認会計士協会の動き
- #4：法令改正におけるリスク及びその回避策

- #5：消費税の複数税率化
- #6：消費税を巡る新たな課題
- #7：（補足）某自治体のシステム・トラブルとシステム監査

この中で、全体的な課題認識として、#0の観点から、①「新自由主義」的政策による中間層の破壊、②「ゆとり教育」による学力低下・学級崩壊及びモラルの低下、③「SI認定・登録」の廃止によるIT業界の劣化、④「製造物責任法」の立法不備による不備ソフトウェアの放置、⑤「研究開発費の一律費用処理」による頭脳軽視と近視眼的経営、⑥⑤と合わせ技での「金融検査マニュアル」による開発力低下、⑦誤った時価会計の導入による混乱、⑧数学を知らない経済学者・アナリストの闊歩 について、講師のロビー活動による情報も踏まえつつ背景等の説明がなされました。

その後、#3では、公認会計士協会「IT委員会実務指針第6号」Q&A（Q10、Q11、Q16、Q20）を踏まえたIT業務処理統制の重要性、#5では、システムの将来拡張性への考慮、#7では、セキュリティに偏ったシステム監査への警鐘等について言及されました。

上記に関しては、次の講師による本部会報への投稿内容も参照ください。

2015年8月号 No.173：【基礎的自治体のシステム・トラブルに見る、自治体のシステム運用・監査の課題】

2015年12月号 No.177：【基礎的自治体のシステム・トラブルに見る、自治体のシステム運用・監査の課題<第2回>】

石川様からは、大半の有権者は生活保守として6K（暮らし、食、健康、雇用、教育、環境）を守りたいと願っているという現状認識を示され、子育て貧困世帯、食品の不正流通、非正規雇用の増加、教育費負担の増加等、現実に身の回りで起こっている様々な問題に言及されました。合わせて、問題の続きとして、法改正に未対応の会計システムや消費税複数税率化に未対応なレジシステムの存在、及びシステムの不備が市民生活を直撃する一例として自治体のシステム障害問題等を取り上げられ、システムの事前審査や監査の必要性について話をされました。

## 6. 所感

本講演では消費税関連にとどまらず、現行法制を背景に幅広く課題提起がなされ、様々な気付きを与えていただきました。その中で、システム監査への関連で言えば、セキュリティ偏重への警鐘やIT業務処理統制の重要性再認識といった点が考えさせられました。このところ基幹システムの大規模障害が続いており、システム監査人として持つべき視点は何かを再考する良い機会だと考えています。

また、今回の講演では、随所に講師と特別ゲストの掛け合いが見受けられたことで進行にそれとなく遊び心が感じられ、大変楽しく拝聴させていただきました。

以上

<目次>

**注目情報 (2016.4~2016.5)**

## ■ 「企業のCISOやCSIRTに関する実態調査2016」報告書を公開【IPA】

5月10日、IPA（独立行政法人情報処理推進機構、理事長：富田達夫）技術本部セキュリティセンターは、企業経営者の情報セキュリティに対する関与、組織的な対策状況について把握するため、文献・アンケート・ヒアリングの3段階で調査を実施した結果を公開しました。

<https://www.ipa.go.jp/security/fy27/reports/ciso-csirt/index.html>

## &lt;調査結果ポイント&gt;

- ① CISOが経営層として任命されていると、情報セキュリティ対策の実施率は高くなる。また、この傾向に日・米・欧の差異はない。
- ② CSIRTは設置したが、人材の能力・スキル不足を実感しており、現状に満足していない日本
- ③ 日米欧とも50%以上の企業でサイバー攻撃の発生経験はなく、多くのCSIRTで実力は未知数。また、訓練・演習実施の機能が無いと回答したCSIRTは6割以上
- ④ 日本と欧米とで異なる“情報セキュリティポリシー” “セキュリティリスク”の公表意向

## ■ 平成27年度「システム監査企業台帳」申告公開【経済産業省】

5月9日、経済産業省（商務情報政策局 情報セキュリティ政策室）は、外部のシステム監査企業の利用を希望する企業がシステム監査を実施できる企業を容易に知ることができるよう、平成27年度のシステム監査企業台帳を公開しました。「システム監査企業台帳に関する規則」（通商産業省告示第72号）

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/>

&lt;目次&gt;

## 【協会主催イベント・セミナーのご案内】

## ■ SAAJ 月例研究会 (東京)

第 2 1 3 回	日時：2016年 5月 26日 (木曜日) 18:30~20:30 場所：機械振興会館 地下2階ホール
	テーマ 「IoTって何?~IoTによるイノベーションとその課題~」
	講師 独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 調査役 田丸 喜一郎 氏
	講演骨子 「Internetが世の中を変えたのと同様に、コンピュータに蓄積されていく物事 (Things) のデータが世の中を変えるに違いない」1999年のKevin Ashton氏の講演タイトルで登場した「IoT(Internet of Things)」。 まさに今、IoTによるイノベーションで世の中が変わろうとしている。 本講演では、IoTとは何か、その考え方をイノベーションの視点から概観した後、IoT時代に要求される技術、IoTの課題と解決への方向性を示す。 また、IoT機器・システムの開発者が安全安心の確保のために最低限検討して欲しい事項を整理した「つながる世界の開発指針」を紹介する。

第 2 1 4 回	日時：2016年 6月 21日 (火曜日) 18:30~20:30
	テーマ 標的型攻撃から学ぶセキュリティ・マネジメント(仮題)
	講師 内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 企画官 結城 則尚 氏
	講演骨子 詳細確定次第、HPでご案内します。

## ■ S A A J システム監査事例セミナー (大阪)

半 日 コ ー ス	日時：2016年 6月 18日 (土曜日) 13:00~17:00 場所：大阪大学 中之島センター
	概要 システム監査のポイントや具体的な取組方法、監査の品質・効率向上への課題などについて、内部監査事例、外部監査事例、個人情報保護、ISO 審査事例の多様な事例を、実務に携わった講師陣がご説明します。
	お申込み HPでご案内中です。 <a href="http://www.saaj.or.jp/shibu/kinki/jirei20160618.html">http://www.saaj.or.jp/shibu/kinki/jirei20160618.html</a>

## 【外部主催イベント・セミナーのご案内】

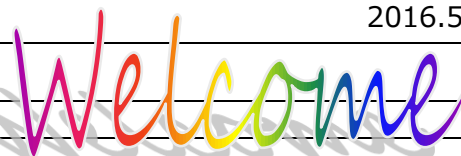
## ■ システム監査学会 研究大会 (東京)

第 3 0 回	日時：2016年 6月 3日 (金曜日) 10:00~17:00 場所：機械振興会館 ホール他
	統一論題 サイバー社会とシステム監査
	基調講演 「サイバー社会とフォレンジックについて」 講師：株式会社KPMG FAS パートナー 伊藤益光氏
	お申込み HPでご案内中です。 <a href="http://www.sysaudit.gr.jp/taikai/2016taikai.html">http://www.sysaudit.gr.jp/taikai/2016taikai.html</a>

&lt;目次&gt;



## 【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。  
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認  
ください

- ・ ホームページでは協会活動全般をご案内 <http://www.saaj.or.jp/index.html>
- ・ 会員規程 [http://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin\\_kitei.pdf](http://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf)
- ・ 会員情報の変更方法 <http://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・ セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <http://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>  
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ  
参加を

- ・ 各支部・各部会・各研究会等の活動。 <http://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>  
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見  
募集中

- ・ 皆様からのご意見などの投稿を募集。  
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。  
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・ 「情報システム監査実践マニュアル」「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。  
<http://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・ 月例研究会など、セミナー等のお知らせ <http://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>  
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。

CSA  
・  
ASA

- ・ 公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。  
「公認システム監査人」と「システム監査人補」で構成されています。  
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。  
CSAサイトで詳細確認ができます。 <http://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・ 会報のバックナンバー公開 [http://www.saaj.or.jp/members/kaihou\\_dl.html](http://www.saaj.or.jp/members/kaihou_dl.html)  
電子版では記事への意見、感想、コメントを投稿できます。  
会報利用方法もご案内しています。 <http://www.saaj.or.jp/members/kaihouinfo.pdf>

お問い  
合わせ

- ・ お問い合わせページをご利用ください。 <http://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>  
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

<目次>

【 SAAJ協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2016.5
2016	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
5月	12：理事会 26：年会費未納者宛督促メール発信	中旬：新規 CSA 面接 26：第 213 回月例研究会 26～27：第 28 回システム監査 実務セミナー（2日間コース）	
6月	2：会費未納者督促状発送 9：理事会 10～：会費督促電話作業（役員） 30：支部会計報告依頼（〆切 7/14） 30：助成金配賦額決定（支部別会員数）	10：CSA 面接結果通知 21：第 214 回月例研究会	2015/6/3：認定 NPO 法人 東京都認定日
7月	5：支部助成金支給 14：理事会	1：秋期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 8/1～9/30〕 20：認定委員会：CSA 認定証発送	14：支部会計報告〆切
8月	(理事会休会) 27：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9月	14：理事会		
10月	13：理事会		秋期情報処理技術者試験
2015	過去に実施した行事一覧		
11月	12：理事会 13：予算申請提出依頼（11/30〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 18：2016 年度年会費請求書発送準備 25：会費未納者除名予告通知発送 30：本部・支部予算提出期限	中旬：秋期 CSA 面接 19：第 208 回月例研究会 20：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 27：CSA 面接結果通知	2016 年 5-6：西日本支部合同研究会 （開催場所：松江）
12月	1：2016 年度年会費請求書発送 2016 年度予算案策定 10：理事会：2016 年度予算案 会費未納者除名承認 第 15 期総会審議事項確認 11：総会資料提出依頼（1/8〆切） 15：総会開催予告掲示 18：2015 年度経費提出期限	10：CSA/ASA 更新手続案内メール 14：第 209 回月例研究会 18：秋期 CSA 認定証発送	
1月	8：総会資料（〆）16：00 13：総会・役員改選の公示 14：理事会：通常総会資料原案審議 20：2015 年度決算案 23：2015 年度会計監査 28：総会申込受付開始（資料公表） 31：償却資産税・消費税	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 20：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 21：第 210 回月例研究会	8：会計：支部会計報告期限 25：SAAJ 創立記念日
2月	4：理事会：通常総会議案承認 25：法務局：資産登記、活動報告提出 理事変更登記 29：年会費納入期限	1～3/31：CSA・ASA 春期募集	22：第 15 期通常総会 特別講演 個人情報保護委員会 委員長 堀部 政男 氏
3月	1：NPO 事業報告書、役員変更届東京都へ 提出 7：年会費未納者宛督促メール発信 10：理事会	2：第 211 回月例研究会 5-6：第 27 回システム監査 実務セミナー（前半） 上旬：CSA・ASA 更新認定書発送 19-20：第 27 回システム監査 実務セミナー（後半）	
4月	14：理事会 30：法人住民税減免申請	初旬：新規 CSA・ASA 書類審査 中旬：新規 A S A 認定証発行 25：第 212 回月例研究会	17：春期情報技術者試験

**【 会報編集部からのお知らせ 】**

1. 会報テーマについて
2. 会報記事への直接投稿（コメント）の方法
3. 投稿記事募集

**□ ■ 1. 会報テーマについて**

2016年度の年間テーマは「システム監査の活性化」です。システム監査の活性化について、皆様といっしょに考えてみたいと思います。今月号から7月号までの四半期テーマを「システム監査の多様性」としました。情報システムが高度化し適用範囲が広がるに従って、情報システム関連の評価に対する要求も高度化・多様化し、システム監査においても従来と違う視点が求められています。システム監査が多様化してきている現状に対し、会員各位の意見を募るべく、四半期テーマとしました。

システム監査人にとって、報告や発表の機会は多く、より多くの機会を通じて表現力を磨くことは大切なスキルアップのひとつです。良識ある意見をより自由に投稿できるペンネームの「めだか」として始めたコラムも、投稿者が限定されているようです。また記名投稿のなかには、個人としての投稿と専門部会の報告と区別のつきにくい投稿もあります。会員相互のコミュニケーション手段として始まった会報誌は、情報発信メディアとしても成長しています。

会報テーマは、皆様のご投稿記事づくりの一助に、また、ご意見やコメントを活発にするねらいです。会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

**□ ■ 2. 会報の記事に直接コメントを投稿できます。**

会報の記事は、

1. PDF ファイルを、URL ( <http://www.skansanin.com/saaj/> ) へアクセスして、画面で見る
2. PDF ファイルを印刷して、職場の会議室で、また、かばんに入れて電車のなかで見る
3. 会報 URL ( <http://www.skansanin.com/saaj/> ) の個別記事を、画面で見る

など、環境により、様々な利用方法をされていらっしゃるようです。

もっと突っ込んだ、便利な利用法はご存知でしょうか。気に入った記事があったら、直接、その場所にコメントを記入できます。著者、投稿者と意見交換できます。コメント記入、投稿は、気になった記事の下部コメント欄に直接入力し、投稿ボタンをクリックするだけです。動画でも紹介しますので、参考にしてください。

( <http://www.skansanin.com/saaj/> の記事、「コメントを投稿される方へ」 )

**□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。**

分類は次の通りです。

1. めだか : Word の投稿用テンプレート（毎月メール配信）を利用してください。
2. 会員投稿 : Word の投稿用テンプレート（毎月メール配信）を利用してください。
3. 会報投稿論文 : 「会報掲載論文募集要項」及び「会報掲載論文審査要綱」をご確認ください。

□ ■ **会報投稿要項 (2015.3.12 理事会承認)**

- ・ 投稿に際しては、Wordの投稿用フォーム（毎月メール配信）を利用し、  
会報部会（saajeditor@saaj.jp）宛に送付して下さい。
- ・ 原稿の主題は、定款に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に反する内容(宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど)は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

会報記事への投稿の締切日は、毎月15日です。

バックナンバーは、会報サイトからダウンロードできます（電子版ではカテゴリー別にも検索できますので、ご投稿記事づくりのご参考にしてください）。

会報編集部では、電子書籍、電子出版、ネット集客、ネット販売など、電子化を背景にしたビジネス形態とシステム監査手法について研修会、ワークショップを計画しています。研修の詳細は後日案内します。

**会員限定記事**

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

[https://www.saaj.or.jp/members\\_site/KaiinStart](https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart)

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-8-8 共同ビル6F

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <http://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

■会員以外の方は、購読申請・解除フォームに申請することで送付停止できます。

【会員以外の方の送付停止】 <http://www.skansanin.com/saaj/register/>

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■ □ ■ S A A J 会報担当

編集委員： 藤澤博、安部晃生、久保木孝明、越野雅晴、桜井由美子、高橋典子

編集支援： 仲厚吉（会長）、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp（☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2016、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会

<目次>